

訂正とお詫び

平成 22 年 3 月発行の『著作権関係法令集(平成 22 年版)』(定価：2800 円)に、以下のとおり誤植がありましたので、お詫びして訂正いたします。

【著作権関係法令集(平成 22 年版)正誤表】

31 頁 著作権法第三十条第 1 項第三号

- 誤 三 著作権を侵害する自動公衆送(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合
- 正 三 著作権を侵害する自動公衆送~~信~~(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

255 頁 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五条第 4 項

- 誤 4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三条及び前条並びに著作権法第七十八条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定(同条第三項を除く。)中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、同条第三項中「第七十五条第一項の登録を行つたときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行つたときは」とする。
- 正 4 指定登録機関が登録事務を行う場合における**第二条第二項**、第三条及び前条並びに著作権法**第七十八条第一項から第三項まで**の規定の適用については、これらの規定(**同法第七十八条第二項**を除く。)中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、**同法第七十八条第二項**中「第七十五条第一項の登録を行**なつた**ときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行**なつた**ときは」とする。